

○一部事務組合下田メディカルセンター行政組織規則

平成9年4月25日  
共立湊病院組合規則第3号

改正 平成24年4月23日共立湊病院組合規則第2号

改正 平成25年4月22日一部事務組合下田メディカルセンター規則第1号

改正 平成26年3月31日一部事務組合下田メディカルセンター規則第2号

(目的)

第1条 この規則は、一部事務組合下田メディカルセンター（以下「組合」という。）の分掌事務を明確にし、行政事務の適正かつ能率的な遂行を図ることを目的とする。

(事務局の設置)

第2条 組合に事務局を置く。

(分掌事務)

第3条 前条に規定する事務局の分掌事務は、組合全般に関するものとする。

(事務分担)

第4条 事務局の事務分担は、事務局長が定める。

(職及び職務)

第5条 事務局に事務局長その他事務職員を置く。

- 2 事務局長は、管理者が行う重要施策の決定を補佐し、管理者の命を受けて所掌事務の執行方針及び実施計画の決定を行う。
- 3 事務局長は、所掌事務を遂行するため必要な情報を収集分析し、管理者に対する的確な情報を提供し助言するとともに、所属職員に対して必要な情報を伝達する。
- 4 事務局長は、所掌事務に関する進行状況を常に把握し、目標と実績に対比し、必要な調整を行い、かつ、外部関係の維持に当たる。
- 5 事務局長は、所掌事務の遂行について必要な指示及び命令を行うほか、所属職員の人事上の管理監督に努めるとともに、所属職員に対し適切な指導及び助言を行って、その能力養成に努める。
- 6 事務職員は、事務局長が行う所掌事務の執行方針及び実施計画の決定を補佐し、これに基づく事業計画及び実施計画の案を作成し、担当業務の執行に当たる。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成9年4月1日から適用する。

附 則（平成24年4月23日共立湊病院組合規則第2号）

この規則は、平成24年5月1日から施行する。

附 則（平成25年4月22日一部事務組合下田メディカルセンター規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 26 年 3 月 31 日一部事務組合下田メディカルセンター規則第 2 号）

この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。